

官報

号外

昭和四十二年六月十六日

第五十五回 衆議院會議録 第二十七号

昭和四十二年六月十六日(金曜日)

昭和四十二年六月十六日

午後二時 本会議

○本日の會議に付した案件

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

ILO一〇五号条約批准に関する緊急質問(山田耻目君提出)

田耻目君提出)

船員災害防止協会等に関する法律案(内閣提出)

午後二時十九分開議

○議長(石井光次郎君) これより會議を開きます。

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(石井光次郎君) おはかりいたします。

参議院から、内閣提出、厚生省設置法の一部を改正する法律案が回付されました。この際、右回付案を議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

厚生省設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

厚生省設置法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和四十二年六月十六日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 石井光次郎殿

附 則

(修正に係る本文を掲ぐ。小字及び一は修正)

この法律は、公布の日、昭和四十二年六月一日から施行する。

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よつて、参議院の修正に同意するに決しました。

ILO一〇五号条約批准に関する緊急質問

(山田耻目君提出)

○亀岡高夫君 緊急質問許可に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、山田耻目君提出、ILO一〇五号条約批准に関する緊急質問を許可されんことを望みます。

○議長(石井光次郎君) 亀岡高夫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

ILO一〇五号条約批准に関する緊急質問を許可いたします。山田耻目君。

〔山田耻目君登壇〕

○山田耻目君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ILO一〇五号条約の批准促進につきまして、総理並びに関係閣僚に対し所見をただしたいと存じます。

一〇五号条約とは、一体どのような内容を持ち、どのようないきさつを経て採択されてきたものなのか、若干その沿革に触れなければなりません。

本条約は、一九五七年、いまだ十年前に、ILO第四十回総会におきまして採択されたものであります。本条約を一口に申せば、強制労働禁止の条約であり、もつと日本的に申し上げますと、手錠をもつて労働を強制してはならないという条約であります。したがって、一〇五号条約は、ILOで採択をいたしました数多くの条約の中でも、基本的人権を保障する数少ない条約の一つともいえるのであります。

本条約のいう強制労働禁止の対象として、五つの項目が明記されております。

その第一項は、政治的な圧制、教育の手段、既存の政治経済の制度に対して、思想的に反対する見解を抱き、もしくは発表することに対する制裁の禁止であります。これが、日本の国内法により、国家公務員、地方公務員、教育公務員が数多く制裁を受けている項目であります。

第二項は、経済発展のために労働を動員し、かつ使用する方法としての強制労働の禁止であります。

第三項は、労働規律を維持する手段としての強制労働の禁止であります。

第四項は、ストライキに参加し、関与したことによる制裁としての強制労働の禁止であります。

この三項と四項は、戦後日本の労働運動における国公、地公、教育公務員、三公社五現業の組合が、ぬぐい去ることのできないほど数多くの刑事罰の制裁を強制労働として受けているものであります。

第五項は、人種的、社会的、国民的または宗教的差別待遇の手段としての強制労働の禁止であります。

以上の五項目が一〇五号条約の核となるべき部分でありますだけに、それぞれの国の国内法に照らし、実行の可能性について、がくがくの議論が、一九五六年、一九五七年の二カ月にわたり展開されてまいりましたのであります。一九五七年の六月、第四十回ILO総会におきまして、五項目全部を含め、賛成二百四十、反対ゼロ、棄権一という、ほとんど満場一致に近い状態で採択されたのであります。そのとき、日本政府は、総会会場より退席をし、採決に加わらないという名譽ある立場をとり、世界の失笑を買ったことを皆さんとともに記憶しなければなりません。(拍手)

いま一つは、特に採択に至る過程の二年間、日本政府の代表はどのような態度に終始したかを明らかにしなければなりません。

一九五六年の会議において、日本政府代表は、

インド政府の代表とともに、ストライキの制限禁止の第四項の削除の提案をいたしております。その趣旨は、国内法によって禁止されているストライキに参加したことを理由に、裁判所が有罪判決の結果として課せられる強制労働は、本条約によっても禁止されないものであるという主張を繰り返して述べておるのであります。

翌年、一九五七年の会議ではもっと具体的に述べております。第四項の存在は、日本政府が本条約を批准するにあたり技術的困難に帰するものである、法律で認めないストライキに参加したことにより処罰規定を設けている国内法との関係で、条約と国内法とが抵触し合ひ、批准は困難であるとの見解を明らかにいたしましたのであります。まさに日本国民が憲法により保障されている、侵すことのできない固有の権利である基本的人権が、このような主張で葬り去られていきましたことは、許しがたい暴挙といわざるを得ません。(拍手)

ところが、取りまとめに当たった委員会副委員長のゲッデス・イギリス代表は、技術上困難ということに言及している国があるが、私は、国内法の制定にあたり、現実の法律の修正提案によって、政府の当面する困難を技術的困難と理解することはできない、全加盟国の理解と批准がなるかならぬかは、善意の有無に依存している、善意さえあれば、障害は克服され、批准は達成されるものであると述べて、取りまとめを終わっておるのであります。

以上、きわめて簡単に条約の内容、沿革を述べた次第でございますが、そこで佐藤総理にお伺いをいたします。

一九六六年、第二十一回国連総会は、一九四八年の国連総会において採択した世界人権宣言をより具体的に実現させるために、国際人権規約を満場一致で採択いたしました。もちろん、国連決議を尊重し、人権の尊重を機会あるごとに表明なさる総理並びに日本政府に異議のあらうはずはございません。この国際人権規約に基づき、一九六八年、来年を国際人権年と指定いたしておるのであります。そこで、国際人権年として、具体的に人権を保障する手段として、ILO一〇五号条約の批准を求めているのであります。

一方、本年一月十二日付で、ILOモリス事務局長より外務大臣に対して、「人権関係の基本的文書に関する措置」としての公文書が届けられております。内容を要約いたしますと、ILOの総会においても、国連総会においても、一〇五号条約の批准に関して繰り返し緊急の要請が行なわれたことにかんがみ、私は、日本政府が一九六八年までに批准するためその権限内であらゆることをされるよう強く希望を表明する、かかる措置は、世界人権宣言実施への、また、そのゆえに一九六八年の国際人権年の目的への明白かつ不中断の貢献となるのであると述べておるのであります。

本年二月六日付でも書面が外務大臣に届けられております。ILOジェンクス副事務局長よりで

あります。「未批准条約に関する報告」と題し、強制労働関係の一〇五号条約の批准と実施が、国連の決定した国際人権年の目的を具体的に実行に移す義務と措置に役立つものであることを明記して、注意を喚起してまいっておるのであります。これらの文書提出の期限を、来月、七月一日に限って提出を求めていることも政府は御了解のほどでございます。

そこで、総理に具体的に伺います。

一九六八年までに一〇五号条約の批准を行なう意思がどうか、この際、明らかにしたいと思いますが、いかがですか。(拍手)

もし批准ができないならば、国連総会決定の人権年に対して、加盟国である日本政府は、いかなる具体策をもってこれにこたえようとしておるか、その点を明らかにしたいと思いますが、いかがですか。

三つ目には、ILOモリス事務局長、ジェンクス副事務局長よりの日本政府あての公文は、国際公文の慣例としてながめますと、かなりきびしい文句であります。これを軽率に取り扱うことは、ILOの常任理事国であり、議長国である日本は、国益の上からも、国際信用の上からも許されないと私は思いますが、どのような検討と指示を関係閣僚に与えられたのか、お示しを願いたいと思います。

次に、外務大臣にお伺いいたします。

ILOモリス事務局長、ジェンクス副事務局長

からの七月一日という期限つきの回答に対し、いかなる具体的内容の回答をなさるのか、抵触する国内法と対比してお答えをいただきたいと思ひます。特にこの問題については外交上の秘密ということであるにまいりません。この回答の写しは労使団体に送付することに義務づけられておることを想起されまして、本会議で説明をいただきたいと思ひます。

もし回答が期限にも間に合わず、具体性も伴わないものであるとするならば、国連総会の決議に賛成した日本の立場上、また、ILOの最高機関よりの公文を二回にわたり受け、しかも理事国、議長国としての立場上、外交の責任者としていかなる責任をおとりになるのか、お伺いをしたいと思ひます。

総理府総務長官にお伺いいたします。

一つは、公務員の政治的目的のための禁止についてであります。このような定義は、公務員が政治的見解を表明する一切の機会を排除するものであるかどうなのか。

二つには、この禁止措置はあらゆる政治的見解に及ぶのか、あるいは、政府に反対をする見解のみを禁止するものかどうなのか。

三つ目には、公務員の職務遂行中のみなのか、私生活の面にまで及ぶものかどうなのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

また、争議行為の禁止の規制についてでございますが、国家公務員法九十八条の二項、三項、

百十条の十七号、人事院規則一四一七の検討などは、文書提出にあたっていかなる検討を加えられてまいったか、お答えをいただきたいと思ひます。

自治大臣も、地方公務員法三十七条一項、二項、六十一條四号について同様にお答えをいただきたいと思ひます。

労働大臣にお伺いいたします。

ただいまジュネーブにおいてILO五十一回総会が開かれております。日本政府代表として、労働省海部政務次官、現地の青木大使がその任に当たっております。日本政府の姿勢について、日本問題を取り扱った関係者の間に少なからず疑惑が今日生じておると伝えられております。問題の点は、四十一年四月二十六日の全通中郵便事件の上告審判決は、労働運動の刑事免責を明らかにし、刑事制裁の対象とならないことを決定いたしました。刑

事制裁の対象とならないことを決定いたしました。刑罰裁量に好意の意向を示したと聞き及んでおります。ところが、その後、日教組の人事院勧告完全実施の行動である一〇・二一の闘争に

対しては、かつて見ない大量の刑事制裁、行政処分を行なっているのではありません。同一国内におけるこのちぐはぐな制裁措置は、ILOにおいて問題視されたのは当然のことです。現地代表にどのような指示を今日与えておられるのか、労働大臣の答弁をお願いいたします。

特に、関係各省の連絡もなく、警察庁独自の行動であるという非難を聞き及んでおりますので、

同時に、外務、文部、法務、自治各大臣の見解もあわせて伺いたいと思ひます。

次に、運輸、郵政の両大臣に伺いますが、あなた方の所管なさる諸機構におきまして、本条約が批准されないがために、きわめて多くの制裁処分を出してあります。強制捜査を受けたものを含めてどれだけの件数にのぼるのか、重要な参考になりますので、この際明らかにしていただきたいと思ひます。

総理、最後にあなたにいま一度質問いたします。戦後の日本は激しい荒廃とインフレの中から立ち上がり、今日では国民総所得三十六兆円、世界第四位の総生産を誇る国力を保持する国になりました。この力の背景には、二千八百九十万人に及ぶ生産労働者の生産意欲と、その創造性を無視するわけにはまいりません。優秀な公務員、現業職員の努力も決して過小評価してはならないのであります。私はあなたと町を同じくし、大先輩のあなたに対してはなほだ申し上げにくのでございますが、あなたは働く勤労諸国民をあまりにも軽べつ視しておられるのではないのでしょうか。そのことは直ちに反作用となり、勤労者はあなたに憎しみを持つようになります。悲しい対立の現状ではございませんか。

エリック・ドライヤーが調査団長として来日いたしましたのは一昨年の一月十日でございます。初めて日本の政府と労働者の関係を調査した彼が、日本を去るにあたり、あなたと労働組合代表に示した勧告文は、政府と労働者の抜きがたい不信感を指摘しております。一刻も早くこの不信感を除去するために、総理大臣のイニシアチブにおいて労使の定期的会談を持つことを指摘いたし、双方受諾をいたしておるのであります。

その不信感除去のための定期的会談が何ゆゑ今日中止をされておるのでありますか。その理由をお示しいただくとともに、今後開かれる用意があるのかどうか、明らかにしていただきたいと思ひます。

次に、定期的会談はその結果と経過を国会に報告するよう明示されております。いまだ一度も報告を受けておりません。国会は、憲法第四十一条に明記することく、国の唯一の立法機関であります。こうした観点から見ますと、ドライヤーの考慮した不信感の起因は、国内法の改正に帰着するものと思ひましたものと判断されます。総理のお考えはいかがでございますでしょうか。文部大臣と日教組の定期的会合にも同様のことが言えます。これらについても、文部大臣を含めて御答弁をいただきたい。

最後に、八七号条約批准後、公務員などの労働基本権の検討と国内法の処理のために公務員制度審議会が設置されましたが、政府に都合のいい国内法の扱いのみを強引に押し切り、前田会長の辞表提出という演出のもとに食い逃げをいたしておるではありませんか。こうしたところに労働

昭和四十二年六月十六日 衆議院會議録第二十七号 ILO一〇五号条約批准に關する山田耻目君の緊急質問 七四二

者側の不信感に抜きがたいものになっていくのをごさいます。公務員制度審議会の再開に對し、いかなる考慮を払われているのか、これから払われようとするのか、お答えをいただきたいと思ひます。この項については、總理府總務長官とに御答弁をいただきます。

以上、時間がございますので、はなはだ簡潔な質問になりましたけれども、ILO一〇五号条約の批准の時期は非常に成熟をいたしてまいっております。来年の國際人權年に向かつて、ILO加盟国百九十九のうち、七十四番目の批准国の光榮をぜひとも日本がなつていけますように、總理の決断を強く求めて、質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

〔内閣總理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣總理大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。

お話のうちにもありましたように、ただいまお尋ねになりました山田君と私は、同じ町の出身でございます。私の考え方は十分山田君も御承知のことだと思ひますが、そのお話のうちに、私が勤労者を軽べつておるとか、あるいはべつ視しておるとか、あるいは勤労自身を軽べつておると、こういうようなお話がございましたが、同じ町の出身でありながら、かようなことを言われること、私はまことに残念に思ひます。(拍手)私は、絶えず、勤労こそこの世の中をよくするものだ、かように考えておりますし、勤労階級、その

働きを絶えず高く評価しておるその一人でございます。どうか誤解のないようにお願いいたします。

(拍手)

そこで本論に入りまして、ただいま一〇五号条約の批准についてのお話でございます。その沿革、並びに一〇五号条約の第一条に詳しく書いてある事柄を読み上げられて、一〇五号条約の基幹をなす五項目、こういうふうに御説明になりました。この説明のとおりでございます。そして、この一〇五号条約を、モース事務總長が、早くひとつ批准してくれ、こういうような手紙をよこしておることも、ただいまお話にありましたとおりであります。

ただいま七つの条約の批准を勧告しておりますが、そのうち三つはすでに批准されております。残り四つのうち、まだ批准されないものの中に一〇五号があるわけでありまして。同時にまた、今回皆さん方に批准の手続をとっております。一〇〇号条約、これもその未批准の一つでございます。この一〇〇号条約をただいま皆さん方に批准の手続をお願いしておりますが、ただいま言われますように、常任理事国の一つである日本が、この一〇五号条約については、解釈の点につきましてこれをなお確かめたい、もっと明確にしたいというものがあつてございます。私は一〇五号条約の批准を断るものではございませんけれども、さらに慎重に前向きでこの問題と取り組んでいくつもりでございます。ただ、一九六八年までにこれ

ができるか、こういうお話でございますが、私は、それはやや早急の無理な御注文ではないか、かように思ひます。

次に、来年の國際人權年についてのいろいろの行事でございます。私は、ILOの精神を十分理解し、同時に、これを尊重し、また、これに協力することが、当然私どものなすべきことだ、かように考えておりますので、この行事等につきまして、この上にも尊重し、これに協力するということに十分の努力を払うつもりでございます。

次に、ただいまお話しになりましたいわゆる定期会合の問題であります。定期会合が四十一年の一月以降行なわれておらない。私も、御指摘になりましたように、まことに残念に思っております。この会合が開かれなくなりましたのは、十分御承知のことだと思ひますが、会合を持ちました当初の目的からだんだん離れてまいりましたし、また、会合の議題も、だんだん民間の問題等も広範にわたるようになってまいりました。また、会合に参加する者も非常に数が増えてまいりました。政府並びに組合側と両方から、こういうような会合についてはもっと改善すべきじゃないかというような批判がだんだん強くなりました。こういうような批判があり、双方においてどうもいまのような会合を続けていくことはおもしろくないというので、これは自然にやまった、かように私は理解しております。しかし、私は、労使双方が本来の信頼関係を樹立して、そうしてその信頼関

係のもとにそれぞれ活動していくことが望ましいことだ、かように私いままお考えておりますので、この定期会合の問題につきましては、ただいま考えられるところでは、このつくりました趣旨、それをも一度思い起こして、双方でその趣旨に沿つて会合を開くこと、これが望ましいのではないだろうか、かように私は思っております。ぜひそういう意味で御協力も得たいと思ひますし、さらに再開できるような方向で努力したいと思ひます。

次に、公務員制度審議会のお話でございます。これがただいまのような状態だとまづのこととは、これも私まことに残念に思ひます。本来、基本的な問題でございますから、これがいまのようなことになしに、ぜひ再開されること、また、再開のために私自身も努力するつもりでございます。どうぞよろしくお願ひします。(拍手)

〔國務大臣早川崇君登壇〕

○國務大臣(早川崇君) 全通の中央郵便局の事件判決が、刑事責任を問わなかつたという判決がジュネーブで非常に好感を持たれた。ところが、そのあと一〇・二二の日教組ストに対して処分が出たので、非常に失望を与えて、日本の代表が困つた、こういう御質問でございますが、その真偽は存じませんが、全通中郵事件の判決は、普通の公労法上の争議行為につきましては、平常のストライキ、こういう労組法第一条の目的のためのストライキ、それをやつただけでは刑事責任を問われ

ないという判決でございます。しかし、これにも

制限がございます。政治目的のためのストライキ、それから、不当に長くストライキが続いて、国民に大きい影響を与えるようなストライキ、また、暴力を伴うようなストライキは、全通労組の人でも刑事責任を免れることはできない、こういう判決でございます。これは公労法上の争議行為に対する判決でございます。しかし、このことは、一歩大きい前進の判決だと私も評価をいたしておるわけがあります。ただ、日教組のストライキは、これは別の法律でございます。一般公務員は、国家公務員法、地方公務員法で争議を一切禁止されておるのでございます。それは憲法十五

条による、一般公務員は国民全体の奉仕者であるという、こういう考え方で、三公社五現業とは少し違った扱いをしております。その結果、この争議に対して教唆、扇動したり共謀したりという首謀者は刑事責任を問われる、こういう法律になっておるのであります。この法律によりまして、一〇・二一ストの首謀者、教唆、扇動者が刑事責任に問われた。全然法律のたてまえは別個になっておりますので、この点がジュネーブで十分御理解なかつたのではないかと。やむを得ずこの刑事処分をせざるを得ない、こういう法律になっておることを御了解いただきたいと存じます。(拍手)

〔国務大臣塚原俊郎君登壇〕

○国務大臣(塚原俊郎君) 公務員制度審議会につきましては、総理からも御答弁がありました。公務員の労働の基本的問題について重要な諸問事項をたくさん持っておりますので、一日も早い再開を望んでおるわけでありまして。なお、ILO関係の法規の未施行規定について、昨年六月答申がありまして、これは同時に並行審査をお願いしたのでありますが、その後、今日開店休業の状態になっておることは、まことに遺憾にたえません。機会あるごとに関係者にいろいろと呼びかけまして再開を迫っております。たとえば総評の方、同盟の方にもたびたびお会いして、そしてこの公務員制度審議会がすみやかに再開されるよう、諮問しておる事項が非常に重要であり、審議会の大事な性格から考えましても、政府としては一日も早い再開を望んでおる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇〕

○国務大臣(三木武夫君) ILO事務総長の書簡、山田君御指摘のごとく、軽く取り扱うべき性質のものではないわけでありまして。したがって、期限である七月一日に間に合うように鋭意回答を作成中でございます。目下回答を作成中でございますので、この段階で内容を申し上げるわけにはまいらぬということでございます。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇〕

○国務大臣(三木武夫君) 昨年行なわれました二一ストの刑事訴訟につきましては、いま労働大臣からお話があったとおりでございますが、これに對します教育委員会が行ないました行政処罰に

つきましては、強制労働には関係がないのでございますから、一〇五号条約とは何らの関係がないと存じます。

なお、日教組と私との話し合いの問題でございますが、日教組は地方公務員でございますので、勤務条件に對しまして交渉の当局になるのではないのでございます。しかし、私としましては、教育者の団体と話し合いをいたしまして、その意見、要望を聞くのはきわめて適當であると思ひますが、日教組に對しましては、御承知のように、前の中村文部大臣のときに、話し合いの条件ではございませんけれども、実力行使の廃止その他の条件を提示いたしました。これに對しまして、私もまた、この三つは當然に教育者といつたしまして日教組が守つていただくべき問題だと考えます。これに對して何らの誠意ある意思を示していないのでございますから、私は、ただいまの状況で日教組と話し合いをいたしますというところは、教育上何らの効果ないものと認めまして、しばらくこの状況を注視してまいりたいと存じております。(拍手)

〔国務大臣藤枝泉介君登壇〕

○国務大臣(藤枝泉介君) 地方公務員法六十一条の、争議行為を共謀し、あおり、そのかした者の罰則と、一〇五号条約との関係をお尋ねだと思ひますが、一〇五号条約の取り扱いについては、先ほど総理がお答えしたとおりでございます。昨年十月二十一日の閣争におきまして、公共部

門が禁止された争議行為をするおそれがありましたので、閣議の了解を得て、政府を代表して総務長官が二回、その他各省大臣がそれぞれ警告を發したのでございまして、その間に不統一はございせん。しかし、そういう警告にもかかわらず争議行為が行なわれましたので、警察は法に従つて捜査を開始した次第でございます。(拍手)

〔国務大臣大橋武夫君登壇〕

○国務大臣(大橋武夫君) 国鉄公社発足以来本年四月までに労働刑事事件として起訴された件数は、百三十一件であります。そのうち、どれだけがILO一〇五号条約が批准されていないために起こつたものであるかということになりますと、残念ながら区分ができておりません。(拍手)

〔国務大臣小林武治君登壇〕

○国務大臣(小林武治君) いま御指摘の条約の強制労働とは何か、こういうことについては公式な見解が出ていない、また、条約も現に批准されていないから、どの国内法がこれに該当するかかわらない、こういう状態でありまして、この問題について具体的に御答えを申し上げるような資料はない、かように御承知願ひます。(拍手)

船員災害防止協会等に関する法律案(内閣提出)

○亀岡高夫君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、船員災害防止協

会等に関する法律案(内閣提出)

昭和三十二年六月十六日 衆議院會議録第二十七号 ILO一〇五号条約批准に關する山田壯目君の緊急質問 船員災害防止協会等に関する法律案

七四三

昭和四十二年六月十六日 衆議院會議録第二十七号 船員災害防止協会等に関する法律案

七四四

会等に関する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(石井光次郎君) 亀岡高夫君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

船員災害防止協会等に関する法律案を議題といたします。

船員災害防止協会等に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十二年四月二十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

船員災害防止協会等に関する法律
目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 船員災害防止計画(第三条―第六条)
- 第三章 船員災害防止協会
- 第一節 通則(第七条―第十一条)
- 第二節 業務(第十二条―第十八条)
- 第三節 会員(第十九条―第二十一条)
- 第四節 設立(第二十二条―第二十六条)
- 第五節 管理(第二十七条―第三十八条)
- 第六節 解散及び清算(第三十九条―第四十

二条

第七節 監督(第四十三条―第四十五条)

第八節 補則(第四十六条―第四十八条)

第四章 罰則(第四十九条―第五十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、船員災害防止計画を構立し、及び船員災害の防止を目的とする船舶所有者の団体による自主的な活動を促進するための措置を講ずることにより、船員法(昭和二十二年法律第百号)その他船員の安全及び衛生に関する法令と相まつて、総合的かつ計画的な船員災害防止対策の推進を図り、もつて船員災害の防止に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「船員災害」とは、船員の就業に係る船舶、船内設備、積荷等により、又は作業行動若しくは船内生活によつて、船員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。

2 この法律において「船員」とは、船員法の適用を受ける船員をいう。

3 この法律において「船舶所有者」とは、船員法の適用を受ける船舶所有者及び同法第五条の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者をいう。

第二章 船員災害防止計画

(基本計画)

第三条 運輸大臣は、五年ごとに船員中央労働委員会の意見をきいて、船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関し基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画(以下「基本計画」という。)を作成しなければならない。

2 運輸大臣は、前項の規定により基本計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(実施計画)

第四条 運輸大臣は、毎年、船員中央労働委員会の意見をきいて、基本計画の実施を図るため、次の事項を定めた船員災害防止実施計画(以下「実施計画」という。)を作成しなければならない。

- 一 船員災害の減少目標
- 二 船員災害の防止に関し重点をおくべき船員災害の種類
- 三 船員災害の防止のための主要な対策に関する事項
- 四 その他船員災害の防止に関し重要な事項

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(計画の変更)

第五条 運輸大臣は、船員災害の発生状況、船員災害の防止に関する対策の効果等を考慮して必要があると認めるときは、船員中央労働委員会の意見をきいて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

2 第三条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(勧告等)

第六条 運輸大臣は、基本計画又は実施計画の確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、船舶所有者その他の関係者に対し、船員災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

第三章 船員災害防止協会

第一節 通則

(目的)

第七条 船員災害防止協会(以下「協会」という。)は、船員の安全の確保及び船内衛生の向上のための対策を自主的に推進することにより、船員災害を防止することを目的とする。

(法人格)

第八条 協会は、法人とする。

(名称)

第九条 協会は、その名称中に船員災害防止協会という文字を用いなければならない。

2 協会でない者は、その名称中に船員災害防止協会という文字を用いてはならない。

(登記)

第十条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第十一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、協会に準用する。

第二節 業務

(業務)

第十二条 協会は、第七条の目的を達成するため、船員災害の防止に関し、次の業務を行なうものとする。

一 船舶所有者、船舶所有者の団体等が行なう船員災害の防止のための活動を促進すること。

二 教育及び技術的援助のための施設を設置し、及び運営すること。

三 船員災害防止規程を設定すること。

四 会員に対して、技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。

五 船内作業に必要な機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。

六 船員の技能に関する講習を行なうこと。

七 情報及び資料を取集し、及び提供すること。

八 調査及び広報を行なうこと。

九 その他必要な業務を行なうこと。

2 協会は、前項の業務のほか、厚生大臣及び運輸大臣の要請があつたときは、船舶所有者及び船舶所有者の団体で会員でないものに対して同項第四号の業務を行なうことができる。

3 協会は、前二項の業務を行なうにあつては、基本計画及び実施計画に即応するように努めなければならない。

(安全管理士及び衛生管理士)

第十三条 協会は、前条第一項及び第二項の業務のうち船員災害の防止に関する技術的な事項に係るものを行なわせるため、安全管理士及び衛生管理士を置かなければならない。

2 前項の安全管理士及び衛生管理士は、運輸省令で定める資格を有する者のうちから選任しなければならない。

(船員災害防止規程)

第十四条 船員災害防止規程には、次の事項を定めるものとする。

一 適用範囲に関する事項

二 船員災害の防止に関し、機械、器具その他の船内設備、作業の実施方法、船内の生活環境等について講ずべき具体的な措置に関する事項

三 前号の事項の実施を確保するための措置に関する事項

2 協会が船員災害防止規程に違反した会員に対する制裁の定めをする場合には、これに関する事項は、船員災害防止規程に定めなければならない。

(船員災害防止規程の認可)

第十五条 船員災害防止規程は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可の申請に係る船員災害防止規程が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 内容が法令に違反しないこと。

二 設定及び変更の手續が法令及び定款に違反しないこと。

三 不当に差別的でないこと。

四 船員の利益を不当に害するおそれがないこと。

3 運輸大臣は、船員災害防止規程が前項各号の

一に適合しなくなつたと認めるときは、当該協会に対してその船員災害防止規程を変更すべきことを命じ、又は第一項の認可を取り消さなければならない。

4 運輸大臣は、第一項の認可に関する処分又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、船員中央労働委員会の意見をきかなければならない。

(船員災害防止規程の廃止の届出)

第十六条 協会は、船員災害防止規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(関係船員等の意見の聴取)

第十七条 協会は、船員災害防止規程を設定しようとするときは、運輸省令で定めるところにより、関係船員を代表する者及び船員災害の防止に関し学識経験がある者の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(会員の遵守義務等)

第十八条 会員は、船員災害防止規程を守らなければならない。

2 会員である船舶所有者の事業に係る就業規則は、船員災害防止規程に反するものであつてはならない。

昭和四十二年六月十六日 衆議院會議録第二十七号 船員災害防止協会等に関する法律案

3 前二項の規定は、船員災害防止規程が会員の事業について適用される労働協約と抵触するときは、その限度においては、適用しない。

第三節 会員

(資格)

第十九条 協会の会員の資格を有する者は、船舶所有者及び船舶所有者の団体とする。

(加入)

第二十条 協会は、会員の資格を有する者が協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのにその加入を拒み、又はその加入について不当な条件をつけてはならない。

(会費)

第二十一条 協会は、定款で定めるところにより、会員から会費を徴収することができる。

第四節 設立

(設立の要件)

第二十二条 協会は、船舶所有者である会員が常時使用する船舶の総数が、すべての船舶所有者が常時使用する船舶の総数に厚生省令、運輸省令で定める率を乗じて得た数をこえることとなるときでなければ、設立することができない。

(発起人)

第二十三条 協会を設立するには、その会員にならうとする二十人以上の者が発起人となること

を要する。

(創立総会)

第二十四条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の一月前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3 創立総会の議事は、会員の資格を有する者でその会日までに発起人に対して会員となる旨を申し出たものの二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上で決する。

4 民法第六十五条及び第六十六条(表決権)の規定は、創立総会の議決に準用する。

(設立の認可)

第二十五条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款及び厚生省令、運輸省令で定める事項を記載した書面を厚生大臣及び運輸大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(成立の時期等)

第二十六条 協会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 協会は、成立の日から二週間以内に、その旨を厚生大臣及び運輸大臣に届け出なければならない。

第五節 管理

(定款)

第二十七条 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 業務
- 四 主たる事務所の所在地
- 五 会員の資格に関する事項
- 六 会員の加入及び脱退に関する事項
- 七 会員の権利及び義務に関する事項
- 八 会費に関する事項
- 九 役員に関する事項
- 十 参与に関する事項
- 十一 総会及び総代会に関する事項
- 十二 会計に関する事項
- 十三 事業年度
- 十四 公告の方法

2 定款の変更は、厚生大臣及び運輸大臣の認可を受けなければならない。

(役員)

第二十八条 協会に、役員として、会長一人、理事五人及び監事二人以上を置く。

2 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長を補佐して会務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、協会の業務及び経理の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(役員の任免及び任期)

第二十九条 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

2 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、設立当時の役員の任期は、一年六月以内において創立総会で定める期間とする。

(監事の兼職の禁止)

第三十条 監事は、会長、理事又は協会の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第三十一条 協会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、定款で定めるところにより、監事が協会を代表する。

(決算関係書類の提出等)

第三十二条 会長は、通常総会の開催日の一週間

前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

3 会長は、監事の意見書を添えて前項に規定する書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

(参考)

第三十三条 協会に、参与を置く。

2 参与は、協会の業務の運営に関する重要な事項に参与する。

3 参与は、船員災害の防止に関し学識経験がある者のうちから、会長が委嘱する。

4 前三項に定めるもののほか、参与に関し必要な事項は、定款で定める。

(総会の招集)

第三十四条 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

(総会の議決事項)

第三十五条 次の事項は、総会の議決を経なければ

ばならない。

一 定款の変更

二 事業計画及び収支予算の決定又は変更

三 船員災害防止規程の設定、変更又は廃止

四 解散

五 会員の除名

六 その他定款で定める事項

(総会の議事)

第三十六条 総会の議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の過半数で決する。ただし、前条第一号及び第三号から第五号までの事項に係る議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

(総会に関する民法の準用)

第三十七条 民法第六十一条第二項（臨時總會招集請求権）、第六十二条（總會招集の手續）、第六十四条（總會の決議事項）、第六十五条及び第六十六条（表決権）の規定は、協会の総会に準用する。

(総代会)

第三十八条 会員の総数が三百人をこえる協会

は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

2 総代会は、定款で定めるところにより、会員のうちから選挙されなければならない。

3 総代の定数は、その選挙の時における会員の総数の十分の二（会員の総数が千人をこえる協会にあつては、二百人）を下つてはならない。

4 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

5 総会に関する規定は、総代会に準用する。ただし、総代会においては、解散の議決をすることができない。

6 総代会においては、総代の選挙（補欠の総代の選挙を除く。）をすることができない。

第六節 解散及び清算

(解散)

第三十九条 協会は、次の理由によつて解散する。

一 総会の議決

二 破産

三 設立の認可の取消し

2 協会は、前項第一号の規定により解散したと

きは、解散の日から二週間以内に、その旨を厚生大臣及び運輸大臣に届け出なければならない。

(清算人)

第四十条 清算人は、前条第一項第一号の規定による解散の場合には総会において選任し、同項第三号の規定による解散の場合には厚生大臣及び運輸大臣が選任する。

第四十一条 清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て厚生大臣及び運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 総会が前項の議決をしないとき又はすることができないときは、清算人は、厚生大臣及び運輸大臣の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。

3 残余財産は、船員災害の防止のための活動を行なう団体に帰属させなければならない。

(解散及び清算に関する民法等の準用)

第四十二条 民法第七十条（法人の破産）、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係る部分を除く。）及び第八十三条（清算）並びに非訟事

件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三十五條ノ二十五條第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條並びに第三百三十八條（法人の清算の監督）の規定は、協会の解散及び清算に準用する。

第七節 監督

（決算関係書類の提出）

第四十三條 協会は、毎事業年度、通常総会の終了の日から一月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を厚生大臣及び運輸大臣に提出しなければならない。

（報告及び検査）

第四十四條 厚生大臣又は運輸大臣は、この法律の適正かつ円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、協会に対して、その業務に關し必要な報告を命じ、又はその職員に、協会の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告等）

第四十五條 厚生大臣及び運輸大臣は、協会の運営がこの法律、この法律に基づく命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その協会に対してこれを是正すべきことを勧告し、及びその勧告によつてもなお改善されない場合に次の各号の一に掲げる処分をすることが出来る。

- 一 業務の全部又は一部の停止を命ずること。
- 二 設立の認可を取り消すこと。

2 厚生大臣及び運輸大臣は、協会が第二十二條に規定する要件を欠くに至つたと認めるときは、その設立の認可を取り消すことができる。

第八節 補則

（補助）

第四十六條 政府は、協会に対して、船員保険特別会計の予算の範囲内において、その業務に要する費用の一部を補助することができる。

（秘密保持義務）

第四十七條 安全管理士及び衛生管理士又はこれ

らの職にあつた者は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者でその職務に關して前項の秘密を知り得たものも、同項と同様とする。

（適用除外）

第四十八條 この章の規定は、国、地方公共団体及び公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第一項第一号に規定する公共企業体が行なう事業については、適用しない。

第四章 罰則

第四十九條 第四十七條の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第五十條 第四十四條第一項の規定により報告を命ぜられて、報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五千円以下の罰金に処する。

2 協会の役員又は協会の代理人、使用人その他の従業者が、その協会の業務に關して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、

その協会に対して、同項の刑を科する。

第五十一條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の発起人、役員又は清算人は、五千円以下の過料に処する。

一 この法律に基づいて協会が行なうことができる業務以外の業務を行つたとき。

二 第十条第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十条の規定に違反したとき。

四 第四十一條第一項又は第二項の認可を受けないうで財産処分をしたとき。

五 第四十二條において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一條第一項の規定による破産宣告の請求を怠つたとき。

六 第四十二條において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一條第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

七 第四十三條に規定する書類を同条に規定する期間内に提出しなかつたとき。

八 定款、事業報告書、貸借対照表、収支決算書又は財産目録に記載すべき事項を記載せ

ず、又は不実の記載をしたとき。

第五十二条 第九条第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(名称制限に関する経過規定)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に船員災害防止協会という文字を用いている者については、第九条第二項の規定は、この法律の施行後一年間は、適用しない。

(国家公務員法の一部改正)

第三条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「及び労働災害防止団体等に関する法律(昭和三十九年法律第百十八号)」を

「、労働災害防止団体等に関する法律(昭和三十

九年法律第百十八号) 及び船員災害防止協会等

に関する法律(昭和四十二年法律第 号)」

に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第四条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關

する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号に次のように加える。

「 船員災害防止協会等に関する法律(昭和四十二年法律第 号)」

(厚生省設置法の一部改正)

第五条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第五十九号の次に次の一号を加える。

五十九の二 船員災害防止協会の設立又は定

款の変更を認可し、これに対しその業務に

関し報告をさせ、帳簿等を検査し、その他

監督上必要な処分をすること。

第十四条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 船員災害防止協会の監督すること。

(運輸省設置法の一部改正)

第六条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十四号の三を第二十四号の四とし、第二十四号の二を第二十四号の三と

し、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十四の二 船員災害防止計画を作成し、及び船員災害防止協会の監督すること。

第二十五条第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 船員災害防止計画及び船員災害防止協会に關すること。

第五十七条中「及び最低賃金法(昭和三十四年

法律第百三十七号)」を、「最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号) 及び船員災害防止協会等に関する法律(昭和四十二年法律第

号)」に改める。

(地方税法の一部改正)

第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十

六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第一号中「労働災害防止協会」の下に「、船員災害防止協会」を加え

る。

(地方公務員法の一部改正)

第八条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百

六十一号)の一部を次のように改正する。

「船員災害防止協会等に関する法律(昭和四十二年法律第 号)並びにこれらに基づく命令」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第九条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第八八条中「及び労働災害防止団体等に関する法律(昭和三十九年法律第百十八号)」を、「労働災害防止団体等に関する法律(昭和三十九年法律第百十八号) 及び船員災害防止協会等に関する法律(昭和四十二年法律第 号)」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中全国農業会議所の項の

前に次のように加える。

船員災害防止協会	船員災害防止協会等に関する法律(昭和四十二年法律第 号)
----------	------------------------------

(法人税法の一部改正)

第十一条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

昭和四十二年六月十六日 衆議院會議録第二十七号 船員災害防止協会等に関する法律案

の一部を次のように改正する。

別表第二第二号の表中全国農業会議所の項の前に次のように加える。

船員災害防止協会等に関する法律(昭和四十二年法律第...号)	船員災害防止協会等に関する法律(昭和四十二年法律第...号)
--------------------------------	--------------------------------

理由

船員災害の防止に関し、船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令と相まつて、総合的かつ計画的な対策を推進するため、船員災害防止計画を樹立し、及び船員災害の防止を目的とする船舶所有者の団体による自主的な活動を促進するため措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長内藤隆君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔内藤隆君登壇〕

○内藤隆君 ただいま議題となりました船員災害防止協会等に関する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、本案の趣旨を簡単に申し上げます。

本案は、年々増加の傾向にある船員災害を積極的に防止するため、船員法並びに船員労働安全衛生規則と相まつて、総合的かつ計画的な対策を樹立するとともに、船員災害の防止を目的とする船舶所有者等の団体による自主的な活動を促進しようとするもので、そのおもな内容を申し上げます。

まず第一は、運輸大臣が船員中央労働委員会の意見を聞いて、船員災害の防止に関する長期の基本計画並びに各年度の実施計画を作成することにあります。

第二に、船舶所有者とその団体は、運輸大臣が作成した計画を推進するため、船員の安全及び船内衛生の向上をはかるための船員災害防止協会を設立することができることとし、協会の設立の認可、監督は、厚生大臣及び運輸大臣が行なうので

あります。

第三に、協会は、計画に即応して、会員が行なう船員災害の防止活動の促進、船員災害防止規程の設定等の業務を行なうとともに、定款の定めるところにより、会員から会費を徴収することができることとあります。

第四に、政府は、協会の活動を促進するため、船員保険特別会計から補助金を支出することができるとしたことであります。

本案は、去る四月二十八日、本委員会に付託され、次いで、五月十日政府より提案理由の説明を聴取し、六月七日、九日、十三日及び十六日質疑を行ない、その間、中央労働災害防止協会会長三村起一君及び専務理事大滝四士夫君を参考人として招致する等、慎重に審議をいたしました。その内容は会議録によつて御承知を願います。

かくて、十六日、質疑を終了し、討論を省略して採決の結果、本案は全会一致をもつて政府原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対して、政府は、中小船主の協会への加入、総トン数二十トン未満の漁船船員にか

かる船員災害の防止について適切な指導並びに措置、さらに、従業制限の制度を漁船の安全性と漁業の実態に合致するよう改むべく努力すべき旨の附帯決議が付されております。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(石井光次郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十九分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
外務大臣 三木 武夫君

○朗読を省略した議長の報告

(報告書及び文書受領)

一、昨十五日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

文部大臣 劍木 亨弘君
厚生大臣 坊 秀男君
運輸大臣 大橋 武夫君
郵政大臣 小林 武治君
労働大臣 早川 崇君
自治大臣 藤枝 泉介君
国務大臣 塚原 俊郎君

観光基本法第五条第一項の規定に基づく昭和四十一年度観光の状況に関する年次報告

観光基本法第五条第二項の規定に基づく昭和四十二年度において講じようとする観光政策についての文書

(常任委員辞任)

一、昨十五日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

渡部 一郎君

地方行政委員

樋上 新一君

法務委員

下平 正一君

中谷 鉄也君

外務委員

伊藤惣助丸君

商工委員

中谷 鉄也君

下平 正一君

通信委員

小濱 新次君

(常任委員補欠選任)

一、昨十五日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

伊藤惣助丸君

地方行政委員

小濱 新次君

法務委員

中谷 鉄也君

下平 正一君

外務委員

渡部 一郎君

商工委員

下平 正一君

中谷 鉄也君

通信委員

樋上 新一君

(特別委員辞任)

一、昨十五日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

科学技術振興対策特別委員

山内 広君

佐々木良作君

石川 次夫君

吉田 之久君

石炭対策特別委員

細谷 治嘉君

中村 重光君

(特別委員補欠選任)

一、昨十五日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

科学技術振興対策特別委員

石川 次夫君

吉田 之久君

山内 広君

佐々木良作君

石炭対策特別委員

中村 重光君

細谷 治嘉君

(議案付託)

一、昨十五日、委員会に付託された議案は次の通りである。

会社更生法の一部を改正する法律案(田中武夫君外十二名提出、衆法第七号)

会社更生法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三号)

以上二件 法務委員会 付託

国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号) 大蔵委員会 付託

(議案送付)

一、昨十五日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

昭和四十年年度一般会計予備費使用総調書(その2)

昭和四十年年度特別会計予備費使用総調書(その2)

昭和四十年年度特別会計予算総則第十條に基づく使用総調書

昭和四十年年度特別会計予算総則第十一條に基づく使用総調書(その2)

昭和四十一年度一般会計予備費使用総調書(その1)

昭和四十一年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和四十一年度特別会計予算総則第十一條に基づく使用総調書(その1)

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十二年六月十六日 衆議院會議録第二十七号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

七五二

一、昨十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

会社更生法の一部を改正する法律案（田中武夫君外十二名提出）

（回付議案受領）

一、今十六日、参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

厚生省設置法の一部を改正する法律案

（議案撤回）

一、昨十五日、議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。

産炭地域における公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員設置に関する特別措置等に関する法律案（細谷治嘉君外六名提出）

（緊急質問提出）

一、今十六日、提出した緊急質問は次の通りである。

I L O 一〇五号条約批准に関する緊急質問（山

田耻目君提出）

船員災害防止協会等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、船員災害の実情にかんがみ、その防止を図るため、船員法並びに船員労働安全衛生規則と相まつて、総合的かつ計画的な対策を樹立するとともに、船員災害の防止を目的とする船舶所有者等の団体による自主的な活動を促進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 運輸大臣は、船員中央労働委員会の意見をきいて、船員災害防止に関する基本計画及び実施計画を作成すること。

2 船舶所有者及びその団体は、船員の安全の確保及び船内衛生の向上を回るための対策を推進するため、船員災害防止協会を設立する

ことができること。

3 協会は、運輸大臣が作成した船員災害防止計画に即応して、船舶所有者等が行なう船員災害の防止活動の促進、船員災害防止規程の設定等の業務を行なうこと。

4 協会の設立の認可並びに監督は、厚生大臣及び運輸大臣が行なうこと。

5 政府は、協会の活動を促進するため、船員保険特別会計から補助金を支出することができること。

二 議案の可決理由

本案は、船員災害の防止を総合的かつ計画的に推進するため適切妥当な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十二年度船員保険特別会計（厚生省所

管）に船員災害防止対策事業費補助金として一千七百万円が計上されている。

右報告する。

昭和四十二年六月十六日

運輸委員長 内藤 隆

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

船員災害防止協会等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、この法律の施行に際し、左の事項について努力すべきである。

一 船員災害防止協会への加入率が、比較的低いと予想される中小船主の協会への加入について適切な指導を行なうこと。

二 総トン数二十トン未満の漁船船員に係る船員災害の防止についても適切な措置を講ずること。

三 従業制限（漁船特殊規則）の制度を漁船の安全

性と漁業の実態に合致するように改めること。
右決議する。

衆議院会議録第二十五号中正誤

ベ	段	行	誤	正
六九	四	元	才能が	才能
六九	一	末	公案	公安
七〇	三	八	軽いの	軽い
七〇	三	末	起困	起因
七〇	二	五	除く。	除く。
七〇	四	三	規定	規定に
七五	二	末	一般酸化	一酸化
七八	二	二	三箇月	三箇月

昭和四十二年六月十六日 衆議院會議録第二十七号

七五四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
（ただし、紙質紙は三十円）
（郵送料別）

発行所

東京都港区赤坂英町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二（六代）